

京都市消防局訓令乙第4号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防吏員服装規程の一部を次のように改正する。

平成27年9月28日

京都市消防局長 杉本 栄一

第4条第1項中「別表第5」を「別表第4」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号中「春・秋期」を「春・秋・冬期」に、「5月31日」を「4月30日」に、「10月1日から11月30日まで」を、「11月1日から翌年3月31日まで」に改め、同条第2号中「6月1日から9月30日まで」を「5月1日から10月31日まで」に改め、同条第3号を削る。

別表第2備考以外の部分中

「

合	冬	帽	○		○					
夏		帽		○		○				

を

」

「

制	男 性 用	合 冬 帽	○		○					
		夏 帽		○		○				
帽	女 性 用		○	○	○	○				

に,

」

「

ジャンパー型				
--------	--	--	--	--

を

」

「

ジャンパー型			●	●
--------	--	--	---	---

に改める。

」

別表第4 音楽隊服装の欄を次のように改める。

音 楽 隊 服 装	
春・ 冬 秋期	夏 期
○	△
△	
	○
○	△
△	
	○
○	△
△	
○	○

附 則

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。